7　国税庁等の当該職員は、酒税法第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による免許に関する審査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該審査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

（身分証明書の携帯等）

第七十四条の十三　国税庁等又は税関の当該職員は、第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求、閲覧の要求、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施をする場合又は前条の職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第百二十八条第一項中「前条」を「前二条」に、「同条」を「当該各条」に改め、同条を第百二十九条とする。

第百二十七条を第百二十八条とし、第百二十六条の次に次の一条を加える。

第百二十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書に偽りの記載をして税務署長に提出した者

二　第七十四条の二、第七十四条の三（第二項を除く。）、第七十四条の四（第三項を除く。）、第七十四条の五（第一号ニ、第二号ニ、第三号ニ及び第四号ニを除く。）若しくは第七十四条の六（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三　第七十四条の二から第七十四条の六までの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十八条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等に対する」を削り、「の適用については」を「は、第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において」に改め、同項の表所得税法第百五十三条の項中

修正申告書又は正若しくは決定	更正

を

修正申告書若しくは更正若しくは決定	更正

に改め、同表法人税法第八十条の二の項中

更正若	更正
	の確定申告書に記載した、又は決定
項第六	第百二十条第一項第四号、第六号
二項第八号	第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで

を

修正申告書若しくは決定	で決定
第百二十条第一号	第百二十三条第七号若しくは第

に改め、同表法人税法第八十二条の項中

更正若	更正
	の確定申告書に記載した、又は決定
項第五	第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの

を

修正申告書若しくは決定	で決定
第七十四条第一号に掲げる金額	

に改め、同表法人税法第八十二条の項中

修正申告書若しくは更正若しくは決定	更正

を

修正申告書又は決定	で決定
第八十一条の二第一項第五号に掲額（当該	

に改め、同表法人税法第八十二条の項中

更正若	更正
	の連結確定申告書に記載した、又は決定
十二第	第八十一条の二十二第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの

に改める。

第九条第一項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に基づいて行う情報の提供のための調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第十条中「前条」を「前条第一項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第十三条第一項第二号を次のように改める。

二　第九条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

（租税特別措置法の一部改正）

第十九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第三節の五　認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十条の三）
第四節　協同組合の課税の特例（第六十一条）
第四節の二　認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）
第四節の三　交際費等の課税の特例（第六十一条の四）」

を

「第三節の五　認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十一条）
第四節　認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）
第四節の二　交際費等の課税の特例（第六十一条の四）」

に改める。